

平成 年 月 日

株式会社\*\*\*\*\* 御中

〒916-0061 福井県鯖江市平井町 57-5-13  
株式会社ナノ・ブレイン  
代表取締役 川本昂 印

### 秘密保持に関する誓約書

株式会社\*\*\*\*\*様の新技術・研究開発相談業務（以下「本業務」といいます。）の受託可否を検討するに先立ち、私は、コンサルタントとして、株式会社\*\*\*\*\*から開示を受けた秘密情報を下記のとおり取り扱うことを誓約いたします。

#### 記

（対象となる秘密情報の指定）

第1条 本誓約の対象となる秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）は、本業務に関連して、株式会社\*\*\*\*\*より提供を受けた情報であって、株式会社\*\*\*\*\*より秘密情報である旨明示された情報（口頭による開示に際しては開示後14日以内に対象となる秘密情報を特定した文書を発行いただいたものに限ります。）とします。なお、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には該当しないものとします。

- （1）知得の前後を問わず、私の責に帰すべき事由によらずして公知となった情報
- （2）株式会社\*\*\*\*\*の提供以前から私が保有していた情報
- （3）第三者に対して秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- （4）株式会社\*\*\*\*\*より開示された秘密情報に依拠することなく私が独自に開発した情報

（秘密情報の取扱い）

第2条 私は、秘密情報を取り扱うにあたり、他に漏えいすることのないよう合理的な安全管理措置を講じるものとし、株式会社\*\*\*\*\*の承諾なしに第三者に開示せず、また本業務の受託可否の検討以外の目的に使用しないものとします。

2. 私は、秘密情報に関する複製又は複写については、前項の目的を達成するため必要と認められる最小限度で行うものとし、株式会社\*\*\*\*\*の承諾なしに、目的外での複製又は複写を行わないものとします。
3. 私は本業務が終了したときは、株式会社\*\*\*\*\*と合意のうえ合理的な手段で秘密情報を記録した媒体の処分（データの消去、廃棄又は返却等）を行います。

（有効期間）

第3条 本書は、前条第3項に定める媒体の処分を完了した日より24ヶ月間有効とします。但し、株式会社\*\*\*\*\*より本業務を受託することに伴い、別途、株式会社\*\*\*\*\*と秘密保持に関する契約を締結したときは、当該契約の有効期間においては、本書により開示された秘密情報についても当該契約に基づき秘密保持義務が継続するものとします。

以上